

守口市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱

守口市社会教育関係団体補助金交付要綱（平成30年5月9日施行）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
（趣旨） 第1条 この要綱は、市民の文化・芸術の振興及び発展に寄与するため、本市の文化・芸術に関わる社会教育関係団体（<u>青少年及びスポーツ関係団体を除く。</u>以下「団体」という。）が行う事業に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助する守口市社会教育関係団体補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 略 （補助対象事業） 第3条 教育長は、団体が実施する次に掲げる事業に補助金を交付することができる。 （1）から（5）まで略 <u>（6） その他教育長が必要と認める事業</u>	（趣旨） 第1条 この要綱は、市民の文化・芸術並びに<u>体育・スポーツ</u>の振興及び発展に寄与するため、<u>教育長が別に定める</u>社会教育関係団体（以下「団体」という。）が行う事業に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助する守口市社会教育関係団体補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 略 （補助対象事業） 第3条 教育長は、団体が実施する次に掲げる事業に補助金を交付することができる。 （1）から（5）まで略 <u>（6） スポーツ少年団レクリエーション関連事業</u> <u>（7） 市総合体育大会関連事業</u> <u>（8） その他教育長が必要と認める事業</u>

以下 略

以下 略

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。